

基金情報

No. 87

平成21年4月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成20年度・主要事業概況

事項	3月末数	対前月増減数	事項	3月末数(累計)	
事業所数(件)	240	2	年金掛金	調定額(円) 1,902,599,558	
加入員数(人)	男子	4,983	-54	収納額(円)	1,889,894,982
	女子	2,226	-1	収納率	99.33%
	計	7,209	-55	事務費掛金調定額(円)	76,505,328
平均標準給与月額(円)	男子	343,110	-179	資産運用	信託資産額(時価) 230億1,549万円
	女子	230,093	-224		修正総合利回り -21.75%
	計	308,213	-441		ベンチマーク差 -1.64%
受給者数(人)	5,848	-1	慶弔金の支給件数・金額	95件140万円	
平均年金額(円)	494,633	852	年金相談件数	848件	

事業主の皆様へ

7月は「算定基礎届」の提出月です。

早期提出にご協力ください。

厚生年金保険や健康保険、厚生年金基金では、保険料(掛金)や給付のもととなる報酬について、毎年7月見直しを行っており、算定基礎届を提出していただくこととなっています。早めにご提出くださいますようお願い申し上げます。

適用関係 「算定基礎届」～ 定時決定 ～

被保険者(加入員)の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年1回、標準報酬月額の見直しを行います。これを「定時決定」といいます。

【4月・5月・6月の報酬(平均月額で決定)】

定時決定にあたり、全被保険者(加入員)について、4月・5月・6月に支払った報酬を「報酬月額算定基礎届」に記入し、社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ提出する必要があります。

【届出対象者】

7月1日現在の全被保険者(加入員)(ただし6月1日以降に資格取得した人は対象外です。)

- ・5月31日までに資格取得し、7月1日現在在職中の人
- ・7月1日以降に退職(資格喪失日7月2日以降)する人
- ・休職(育児休業・介護休業含む)中、欠勤中、海外駐在中の人

(対象外)

- ・6月1日以降に資格取得した人
- ・6月30日以前に退職(資格喪失日7月1日以前)した人
- ・7月に月額変更届・育児休業等終了時報酬月額変更届を提出する人
- ・8月に月額変更届・育児休業等終了時報酬月額変更届を提出する人
- ・9月に月額変更届・育児休業等終了時報酬月額変更届を提出する人

【報酬月額の計算方法等】

4月・5月・6月の3ヶ月間に実際に支払われた報酬が対象となります。3月・4月・5月の給与が4月・5月・6月に支払われる場合は、支払基礎日数は3月・4月・5月の稼働日数とし、報酬額は4月・5月・6月に支払われた額を記入します。

(支払基礎日数)

月給制や週休制の場合は、給与計算の基礎が暦日で、日曜なども含みますので、出勤日数に関係なく暦日数によります。(ただし、欠勤日数分だけ給与がさし引かれる場合は、就業規則、給与規程等にもとづき事業所が定めた日数から当該欠勤日数を控除した日数となります。)

日給制の場合は、出勤日数が支払基礎日数です。

(17日未満の月は対象除外)

支払基礎日数が17日未満の月は、報酬が通常の場合とかけはなれることがあることから、計算対象から除外されます。たとえば、5月の支払基礎日数が17日未満の場合は、4月・6月の2ヶ月で計算することとなります。

*パートタイマーなどの短時間就労者についての算定の取扱は異なり、次のとおりです。

(短時間就労者の算定)

- (1) 4・5・6月の3ヶ月間のうち支払基礎日数が17日以上月の標準報酬月額の平均により算定
- (2) 4・5・6月の3ヶ月間のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合、その3ヶ月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の月の標準報酬月額の平均により算定
- (3) 4・5・6月の3ヶ月間のうち支払基礎日数がいずれの月においても15日未満の場合、従前の標準報酬月額をもって当該年度の標準報酬月額とする。

【70歳以上被用者の届出】

平成19年度から厚生年金保険の被保険者でない70歳以上の在職者にも在職年金のしくみが適用されているため、昭和12年4月2日以降生まれの厚生年金保険の被保険者期間のある人については、社会保険事務所へ「算定基礎・月額変更・賞与支払届」の届出が必要となります。(届出用紙等については、社会保険事務所へお問い合わせください。)

【算定基礎届の提出について】

算定基礎届は、7月1日から10日までの間に社会保険事務所・健康保険組合・厚生年金基金へ提出してください。

(前もって提出日の指定がある場合は、その日) また、賃金台帳の写しなどの提出をもとめられているときは、それらを添えて提出ください。

「基金だよりNo.66」の掲載記事について

先般、「基金だよりNo.66」を送付いたしました、6頁「ねんきん定期便」の記事について問い合わせがございましたのでご連絡いたします。

50歳以上の方へ送られる定期便の年金額見込額は基金代行部分が除かれているのに対し、50歳未満の方へ送られる定期便の年金額は基金代行部分を含めた額が表示される旨、掲載しております。これにつきましては、当基金で発行委託しております出版社へ問い合わせたところ、厚生労働省へ確認しているとのことでした。

しかしながら、書籍・ホームページ等確認いたしました、明確に記載されているものが見当たりません。記載内容に誤りはないかと思いますが、相違等がある場合は、改めてご連絡いたします。

年金の確実な支給のために

【当基金】

退職により当基金を年金支給開始年齢に達する前に脱退された方に対し、将来、当基金より年金支給がある旨の通知を退職時の住所あてにお送りしております。年金支給の際には、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時の住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」を送付しております。

【連合会】中途脱退者

～基金加入期間が10年未満で60歳未満の方～
連合会へ事務等が継承された中途脱退者の方は、将来連合会より年金支給がある旨の「継承通知」を退職時の住所あてに送付されます。年金支給開始年齢に達する月の始めに、退職時のご住所（変更連絡等ない場合）あてに年金請求の通知および「裁定請求書」が送付されます。

***住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。**

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よりしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただいております。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》
みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

***4月分の掛金納入期限は、6月1日となりますので、ご協力お願いいたします。**

【お願い】

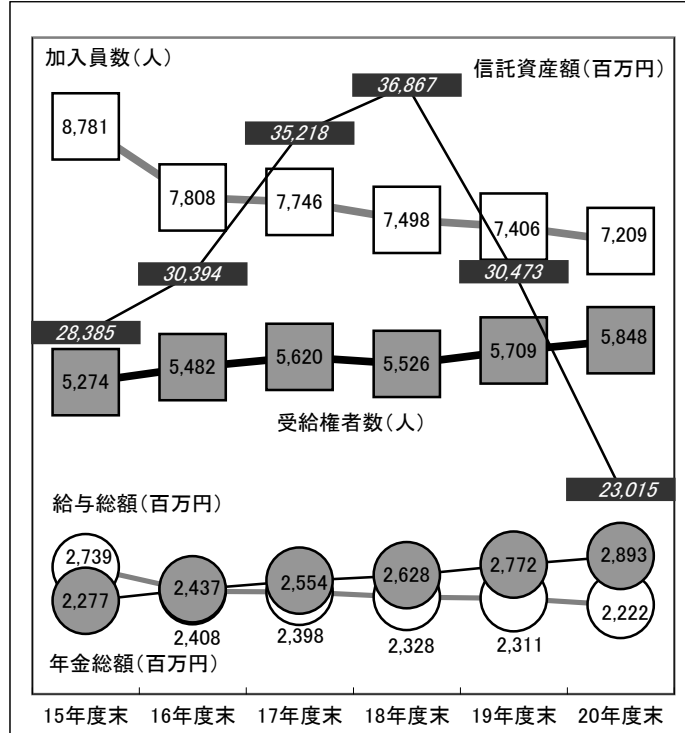
当「基金情報」を加入員の方々が一覧いただけるようご配慮をお願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

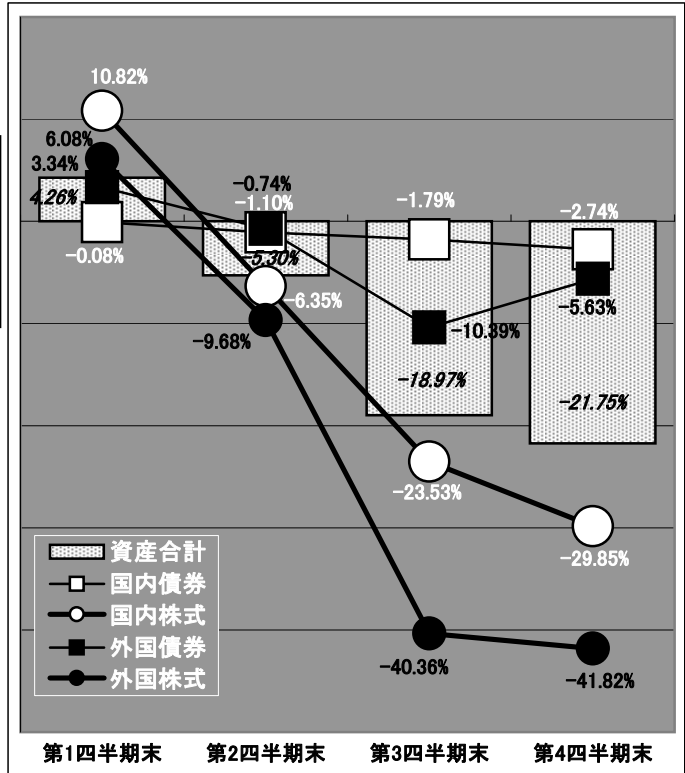
当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください

<http://www.glskkn.com>

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成20年度>



設立事業所の異動(規約変更関係等)・3月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
編入事業所	名古屋大久保グラス(株)	新規	H20.12.1
編入事業所	関西大久保グラス(株)	新規	H20.12.1
編入事業所	富山大久保グラス(株)	新規	H20.12.1
削除事業所	GMT(株)	閉鎖	H21.2.1
代表者変更	市川鋳業(株)	市川 幸治	H21.3.23
所在地変更	株ビューロマップ	文京区本郷	H21.3.1